社会保障・税番号制度の導入に係る財政措置の拡充を求める意見書

国民一人一人に固有の番号が付与される社会保障・税番号制度が、平成25年に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」の成立により導入されることとなり、平成27年10月には個人番号の通知、平成28年1月からは個人番号カードの交付が始まることとなる。番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための極めて重要な社会基盤となるものであり、制度の導入には万全を期す必要がある。

番号制度の導入及び運用に係る経費については、平成26年4月1日付け、総官企第167号で総務大臣より通知された社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱の第4条に基づき、補助対象経費の10分の10に相当する額を予算の範囲内において補助するとされているものの、補助対象経費である団体規模・システム類型別の事業費において実際に要する既存システムの改修経費を大きく下回る補助金の上限額が示されており、地方公共団体の費用負担が生じようとしている。

よって、国におかれては、地方自治体が深刻な財政難の中で円滑に事業を進めていくために国の制度創設に伴う電算システムの改修費用等については、地方における超過負担が生じないよう国の責任において必要な財政措置を拡充されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

岐阜県関市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 社会保障・税一体改革担当大臣